

平成 25 年度 第 2 回液化石油ガス規格委員会 議事録

I. 日 時：平成 25 年 12 月 12 日（木）14：00～17：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第 2、第 3 会議室

III. 出席者（敬称略、順不同）

委 員 長：坪井

委 員：小川、澤、青木、萩原、間宮、牛島、塚口、榎本、佐藤（恭）、三宮、杉本、
兵頭、夏目、北條

KHK：安田、北出、市川、野口、南、小田喜、原

IV. 配付資料

資料 14-1 液化石油ガス規格委員会 委員名簿

資料 14-2 液化石油ガス法施行規則関係基準分科会 委員名簿

資料 14-3 液化石油ガス法施行規則関係基準解釈専門分科会 委員名簿

資料 14-4 バルク関係基準分科会 委員名簿

資料 14-5 バルク関係基準解釈専門分科会 委員名簿

資料 15 平成 25 年度第 1 回液化石油ガス規格委員会議事録（案）

資料 16 LP ガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS 0738）の改正について

資料 17 LP ガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS 0738）改正案（新旧対照表）

資料 18 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準（KHKS0745、KHKS0746、及び KHKS0841）の制定及び LP ガスバルク充てん作業基準（KHKS0744）の改正について

資料 19 「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS0841）（案）」及び「LP ガスバルク充てん作業基準（KHKS0744）改正案」に関するパブリックコメントの意見対応方針について（案）

資料 20 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS0841）（案）に寄せられた意見に対する対応（案）

資料 21 LP ガスバルク充てん作業基準（KHKS0744）改正案に寄せられた意見に対する対応（案）

資料 22 液化石油ガス分野 技術基準整備 3 ヶ年計画（平成 26～28 年度）（案）

資料 23 液化石油ガス器具等関係基準の改正について（中間報告）

資料 23-1 金属フレキシブルホース（接続金具を含む。）基準（KHKS 0715）新旧対照表（案）

資料 23-2 液化石油ガス用屋内両端迅速継手付低圧ゴム管基準（KHKS 0717）新旧対照表（案）

資料 23-3 液化石油ガス用ガス放出防止器基準（KHKS 0719）新旧対照表（案）

資料 23-4 液化石油ガス用対震自動ガス遮断器設置基準（KHKS 0720）新旧対照表（案）

資料 23-5 液化石油ガス用安全アダプタ基準（KHKS 0722）新旧対照表（案）

資料 23-6 液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置基準（KHKS 0723）新旧対照表（案）

資料 23-7 液化石油ガス配管用フレキ管（フレキ管継手を含む）基準
（KHKS 0727）新旧対照表（案）

別添 1 LP ガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS 0738）2010

別添 2 LP ガス災害対策マニュアル（抜粋）

別添 3 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS0841）（案）

V. 議事概要

1. 事務局挨拶

開催に先立ち、安田理事、坪井委員長より挨拶があった。

2. 定足数の報告

事務局から、本日の出席委員が 15 名であることを報告し、規格委員会規程第 14 条第 1 項に定める定足数を満足していることの報告があった。

また、(株)サイサンより委員として就任して頂いていた吉井氏の後任として、同社の間宮氏に新たに委員として就任を依頼した旨の報告があり、併せて業種分類及び業種バランスに変更がない旨の報告があった。

3. 液化石油ガス規格委員会等の委員名簿について

委員長より、液化石油ガス規格委員会委員の変更について連絡があった後、液化石油ガス法施行規則関係基準分科会とその解釈専門分科会の委員について、吉瀬氏から同社の柿本氏へ、また、バルク関係基準分科会とその解釈専門分科会の委員について、吉井氏から同社の間宮氏へそれぞれ変更する旨の確認及び業種分類・業種バランスに変更がない旨の連絡があり、承認された（意見等なし）。

4. 前回議事録（案）の確認について

事務局から資料 15「平成 25 年度第 1 回液化石油ガス規格委員会議事録（案）」について説明があり、以下の修正指示等があった。

- 事務局より、p.4、6 行目の検査者の想定を示している部分において、検査機関数を「70～80 名」と記載しているが、「70～80 社」の誤りであることを報告した。
- p.4、9 行目の「日本液化石油ガス団体協議会」については、「日本 LP ガス団体協議会」とすべきである。
→ ご指摘のとおり修正する。
- p.2、33 行目（下から 3 行目）の「2500 万の販売事業者」とあるのは、「2 万 5 千の販売事業者」の誤りではないか。
→ ご指摘のとおり修正する。

以上の修正を行うことを前提とし、当該議事録（案）の採決を実施したところ、出席委員（15 名）の過半数（8 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

5. LP ガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS 0738）の改正について

事務局から資料 16「LP ガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS 0738）の改正について」

及び資料 17「LP ガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS 0738）改正案（新旧対照表）」に基づき説明があり、以下の意見交換等があった。

- 資料 17 の 2.2 (7) 「大型容器の地震対策」について、当該大型容器にバルク容器は含まれていないという解釈でよいか。また、含まれない場合にはその旨を明記した方がよいのではないか。
→ バルク容器は含まれない。本件については、災害対策マニュアルの修正が必要となるため、修正等については今後検討する。
- 資料 17 の 6.1.1.2) 露出部施工上の注意について、表中における管のインチサイズがわかりづらい表記となっている。
→ 改正した基準を製本する際には、誤解の無いように修正する。
- 資料 17 の 2.4.1 積雪地域における供給設備について、より適切な容器収納庫例の写真に変更した方が良いのでは。
→ よりよい写真が入手できれば修正する。
- 安全対策として有効であるという表記が目立つが、本基準に記載することで、事業者が当該対策を実施するのか。
→ 別の事業において、販売事業者向けに災害対策マニュアルを用いた講習を行っている。マニュアルの内容を基準化することで、当該マニュアルの内容が推奨されていることを事業者にも周知し、事業者が実施することを期待している。

以上の意見交換等の後、当該議案について資料 16 のスケジュールに基づき、液化石油ガス規格委員会での書面による採決（15 日間）及びパブリックコメント（1 ヶ月間）を実施することが、出席委員（15 名）の過半数（8 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

6. バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準（KHKS 0745、KHKS 0746、KHKS 0841）の制定及びLP ガスバルク充てん作業基準（KHKS 0744）の改正について

事務局から 資料 18「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準（KHKS0745、KHKS0746、及び KHKS0841）の制定及びLP ガスバルク充てん作業基準（KHKS0744）の改正について」、資料 19「「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS0841）（案）」及び「LP ガスバルク充てん作業基準（KHKS0744）改正案」に関するパブリックコメントの意見対応方針について（案）」、資料 20「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS0841）（案）」に寄せられた意見に対する対応（案）」、及び 資料 21「LP ガスバルク充てん作業基準（KHKS0744）改正案に寄せられた意見に対する対応（案）」について説明があり、以下の意見交換等があった。

- 資料 20 整理番号 2 について、設備工事等の作業訓練マニュアルを本委員会で検討して作成するのか。
→ マニュアルは作成できないが、今後の運用により訓練が必要とみなされた作業について基準内に列記していくこととする。
- 資料 20 整理番号 3 について、平成 25 年 12 月 9 日付で METI 高圧ガス保安室より高圧ガス保安法及び関係政省令関係通達の改正に係るパブリックコメントが実施されており、当該改正案において、バルク貯槽を開放検査するために容器検査所へ搬入する場合はバルク貯槽を容器として取り扱おうと明記している。本件の意見対応において、この内容で回答

してはどうか。また、当該改正案において検査及び廃棄のみを掲げているが、緊急時についても同様に運用しても良いのか。

→ 現在パブリックコメントの段階であるので、本件での引用は控える。

緊急時については本通達にて運用できることを高圧ガス保安室に確認した。

- 資料 21 について、バルクの運用開始当初において、充てん時におけるチェックは必要であると議論されたが、充てん中はチェックすることが不可能であるため、充てん前後のチェックシートを作成し、充てん作業者講習テキストに掲載した。本テキストを参考にしてはどうか。

→ 本テキストの存在については質問者に報告している。チェックシートについてはテキストを再確認の上、必要があれば検討する。

- 事務局から説明があったとおり、告示検査関係の法令または通達の改正について、平成 26 年 3 月の産業構造審議会液化石油ガス小委員会において審議される。法令等が改正される場合には、告示検査関係基準の改正が必要となるため、改正案について液化石油ガス規格委員会においてご審議して頂くことになることをご承知頂きたい。

以上の意見交換等の後、当該議案について資料 19 のスケジュールに基づき、資料 20 について液化石油ガス規格委員会での書面による採決（15 日間）を実施することが出席委員（15 名）の過半数（8 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。また、技術的内容の修正を伴わないため、パブリックコメントを実施しないことについても了承を得た。

7. 液化石油ガス分野 技術基準整備 3 ヶ年計画（平成 26～28 年度）について

事務局から資料 22 液化石油ガス分野 技術基準整備 3 ヶ年計画（平成 26～28 年度）（案）に基づき説明があり、以下の意見交換等があった。

- 28) LP ガスバルク貯槽移送基準（KHKS0840）の改正については来年から検討をはじめてほしい。

→ 平成 26 年から随時見直し検討予定と修正する。

以上の意見交換があった後、資料 22 の採決を実施したところ、出席委員（15 名）の過半数（8 名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

8. 平成 25 年度液化石油ガス器具等関係基準の改正（中間報告）について [報告事項]

事務局から資料 23 液化石油ガス器具等関係基準の改正について（中間報告）に基づき説明があり、以下の意見交換等があった。

- 資料 23-2 について両端迅速継手付低圧ゴム管は JIS から削除された。製造実績が相当期間無いのであれば、製造後検査を基準化しておく必要はないのではないかと考える。現在作られているより安全な機能を有する設備に変更してもらいたいという視点から考えると基準から除いた方が良いのではないかと考える。

→ 今後、製造実績等を考慮したうえで、分科会において何らかの形で検討したい。

以上